

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成24年2月29日

審査機関名 ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	建材製品製造工場におけるバイオディーゼル燃料設備導入による排出削減事業
排出削減事業者名	美建工業株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名:なし)
事業実施場所	美建工業株式会社 大和工場及び三好工場 広島県三原市大和町大草291-1番地及び三次市上川立町1861-1番地
事業の概要	バイオディーゼル燃料設備を新規に導入することにより事業に必要な車両及び重機の化石燃料をバイオディーゼル燃料に変更する事により、省エネ、CO2排出削減を図るものである。 バイオディーゼル燃料設備は廃食油からバイオディーゼル燃料（BDF）を精製するもので、廃食油以外にメタノールをこの精製に消費する。
排出削減量の計画	953tCO2/年 但し、2012年度のみ計画値である。 (事業実施期間合計 953tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2012年3月31日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 028: 化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り替え

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して事業の実態、新設設備の設置場所をレイアウト図等により特定し確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：美建工業株式会社大和工場及び三好工場 広島県三原市大和町大草291-1番地</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2012年2月17日</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 本事業が実施されない場合には、トラックその他重機の燃料として経路等の化石燃料が継続して使用続けられることを、質問、関連資料の閲覧、及び事業サイトの訪問時の事業者業態により確認した。</p> <p>3) 排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は、入手した根拠資料、質問及び検算により11.6年であることを確認した。これは一般的な省エネ設備への投資判断基準である回収年数2～3年と比較して長く、本事業者としても通例では投資決定に至る案件ではない事を確認している。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、当該事業実施期間に於いて変動し得る燃料価格等については、感度分析を行う事により、想定し得る変動があったとしても投資回収年が3年を下回らない事を推計により確認した。廃食油単価、メタノール単価については、事業者への質問、入手した根拠資料により、それぞれ52円、87円、軽油単価は1リットル当たり約77.9円（平成23年3月）として計算している事を確認している。</p> <p>4) コンクリート製品製造業界に於いては、3年以上の経営計画を立てるのが難しく、金融機関からも経営計画以内、すなわち3年以内に回収可能な投資の実施が一般であるとの実態を考慮すると、11.6年という通常の見積りより長い回収期間を要す</p>

	<p>る本事業は、国内クレジット制度によるクレジットの期待なくして実施される事は難しいと判断できる。また、この投資回収年だけでなく、国内クレジット制度への取り組みにより、本排出削減事業者の環境への姿勢をアピールできる効果が期待出来る事が、投資決定の一因となっている。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>排出削減事業者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論028に基づき排出削減量を計算している事を確認している。</p> <p>承認済み排出削減方法論028「化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り替え」</p> <p>1) 当該方法論の適用条件を満たしていることを下記のとおり確認した。</p> <p>【方法論番号028】</p> <p>適用条件1については、BDF減圧蒸留装置の製作仕様書等、現地視察、関係者からの聴取によりバイオディーゼル燃料への切り替えが行なわれる事を確認した。</p> <p>適用条件2については、バイオディーゼル燃料への切り替えが行なわれない場合は、従来使用されていた化石燃料(軽油)が継続して使用される事を事業者への質問、根拠資料などにより確認した。</p> <p>2) バウンダリーについては、事業者への質問、サイト視察、及び仕様書等関連資料の確認を通じてバイオディーゼル燃料を消費する車両や設備に設定されている事を確認した。</p> <p>3) ベースラインについては、適用方法論と排出削減計画書記載事項の内容との整合性を確認し、事業実施後のバイオディーゼル燃料使用量及びその単位発熱量等により求める事を確認した。</p> <p>4) リークージについては、BDF設備を稼働させる動力として系統電力の使用が上げられるが、これはプロジェクト排出量として算定する事になっている。又、廃食油の輸送の燃料に関してはバイオディーゼル燃料を使用する事になっており、結果としてバウンダリー外で発生する排出量全くない事が確認された。</p> <p>6) 排出削減量については、適用方法論の内容と排出削減計画書記載事項との整合性を確認し、方法論の定めた計算式との照合、関連資料による確認、検算を通じて確認した。方法論の適用に際しては、十分に保守的見積もりとなっている事を確認した。</p>

	7) モニタリング方法及びその他については、事業者への質問と関連資料の閲覧により全て適切である事を確認した。尚、モニタリングに際しては、バイオディーゼル燃料を車両に用いる場合は利用する車両の自動車検査証の備考欄にバイオディーゼル燃料を併用使用する旨の記載が必要となる事を確認した。
--	--

#### 4. 特記事項

- 現地有効化審査に於いて、更に確認すべき事項が検出されたが、それらは全て適切に処置された事を確認した。

以上